

東海村の下水道について



東海村建設部下水道課

下水道の整備について

下水道の排水方式

下水道の排水方式は合流式と分流式があり、**東海村は分流式**となっています。

合流式：

汚水と雨水を同じ下水道管で流す方法



分流式：**東海村**

汚水と雨水を、別々の下水道管で流す方法



※下水道管に「雨水」を流してはいけません。

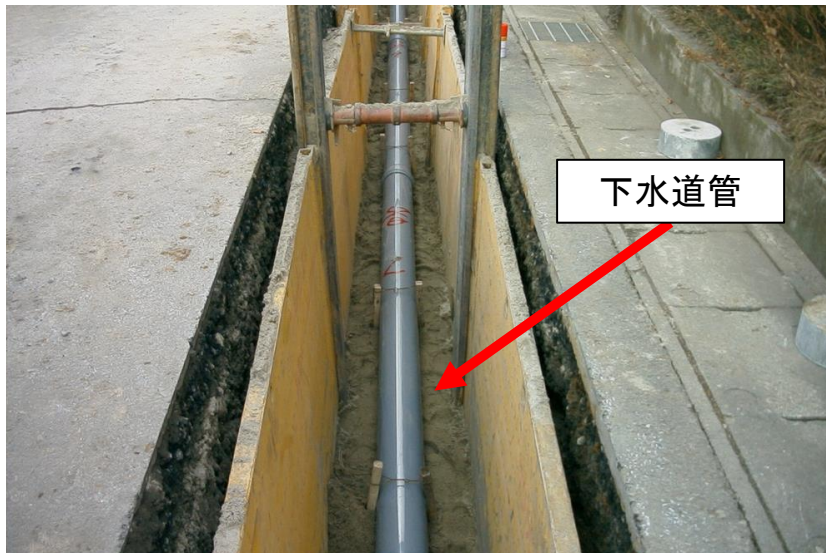
下水道工事の種類について①

下水道の管路工事は、大別すると「開削工法」と「推進工法」の2つに分けられます。

村では、工事場所・内容等に応じて、いずれかの工法で工事を行っています。

①開削工法

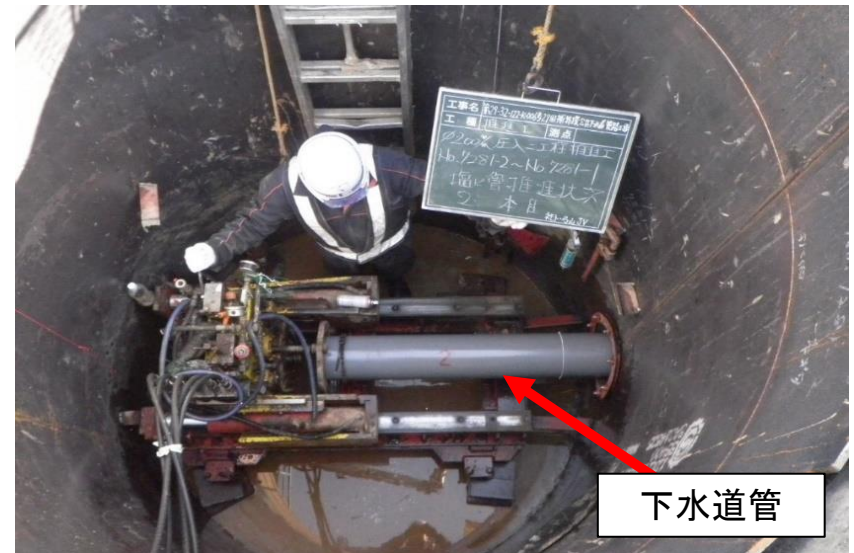
→**地面を掘って**下水道管を設置していく工法。



写真：開削工法

②推進工法

→下水道管を機械で押し込む場所以外は、**地面を掘らず**に下水道管を設置していく工法。



写真：推進工法

下水道工事の種類について②



マンホールの施工



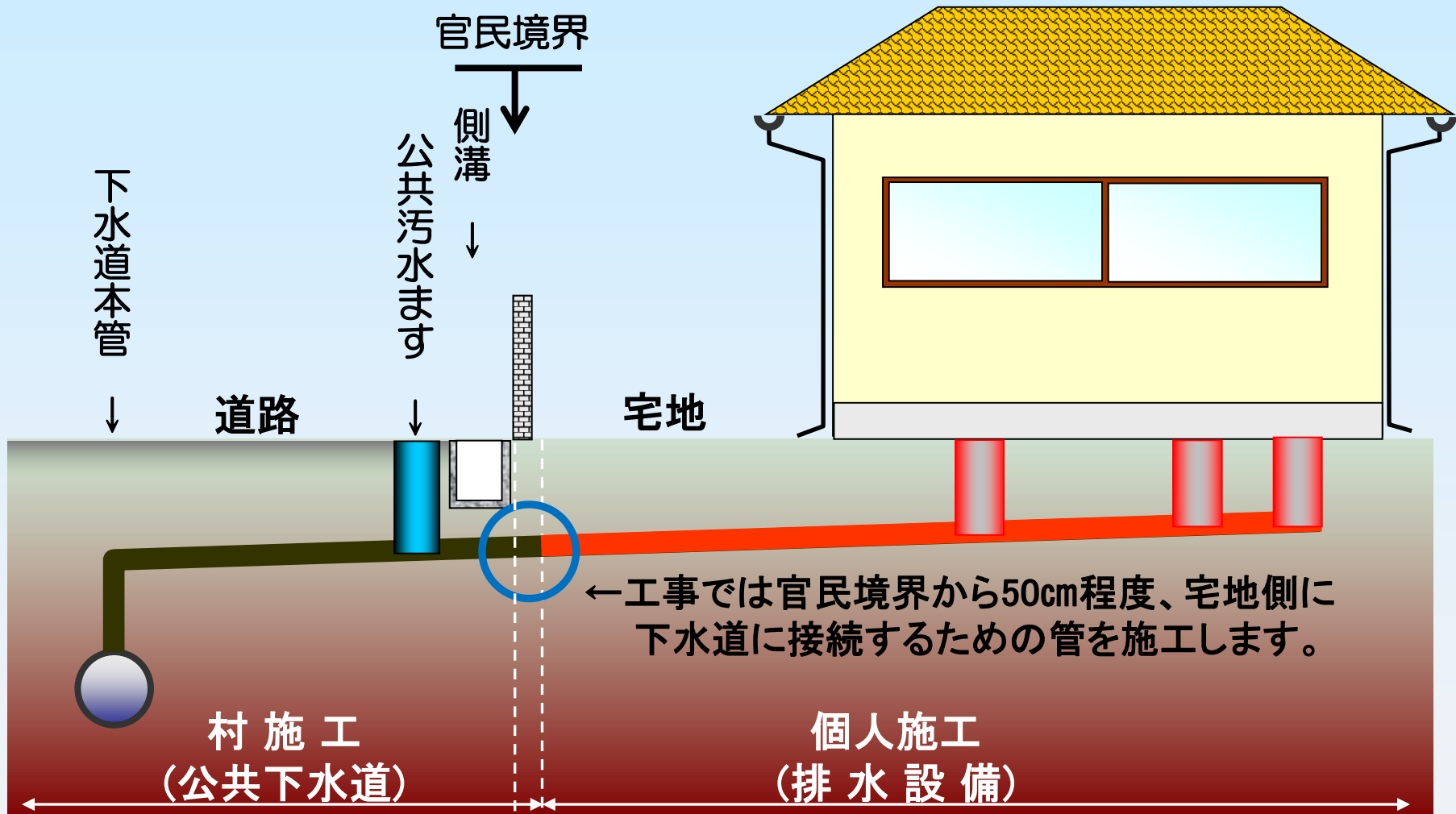
公共汚水ますの施工①

管の埋設と併せて、マンホール(写真左上)や汚水ます(写真右上)を設置し、道路を舗装してきれいな状態に復旧します。



公共汚水ますの施工②

公共下水道と宅内排水設備の 整備区分について



公共汚水ます設置の注意事項について

(1) 公共汚水ます設置について

▶ 設置位置の確認は、家屋または土地所有者の方をお願いします。

(工事開始後、施工業者が汚水ます施工位置の調整に伺います)

※現在の家屋状況、将来計画を含めて位置を決めてください。

※下水道区域外の公共汚水ますの設置については、個人負担(自費)になります。

※農地に排水管を通すことはできません。

(2) 公共汚水ます設置確認書の記載について

▶ 「公共汚水ます設置確認書」の記載をお願いします。

(3) 公共汚水ます設置後の位置等の変更について

▶ 個人負担(自費)になります。

公共汚水ますの設置について(その1)



- ① 浄化槽を使用している方は、浄化槽がある場所に向けて接続する例
浄化槽を使用している場合は、個人負担の費用等、効率的な接続性の観点から、このケースが多い。
- ② ①以外の方法で設置位置を決める例
土地所有者の意向により、設置位置を決める例。将来の土地利用等を考慮して位置を設定するケース。

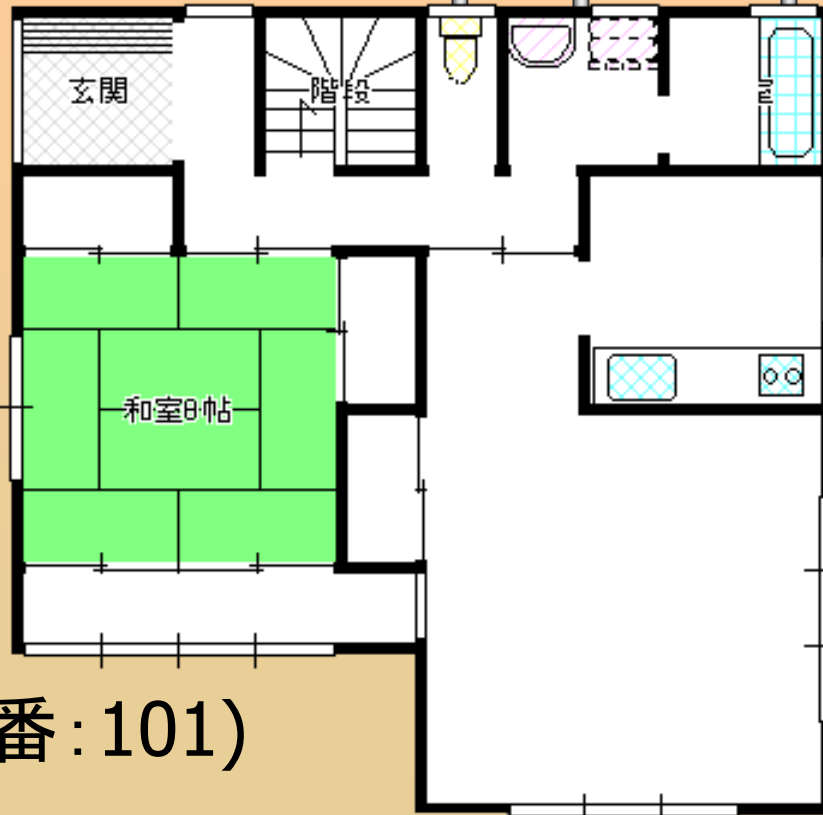
公共汚水ますの設置について(その2)

公共下水道本管と公共汚水ます

村道等

農 地(地番:100-1)

宅 地(地番:101)



農地と宅地を一体的に利用して生活している場合も、地目が農地等のものの中を経由して下水道を接続することはできません。

公共下水道受益者負担金について

受益者負担金とは・・・

- 都市計画法第75条第1項・・・都市計画事業によって著しく利益を受ける者に対し、利益を受ける限度において、事業に要する費用の一部を負担させることができる
- 都市計画法第75条第2項・・・受益者負担金を徴収する者の範囲及び徴収方法は、条例で定める
- 水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業受益者負担に関する条例第6条・・・村長は、公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内及び賦課対象地の土地に係る受益者ごとに、規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする



- 公共下水道整備を進める上では、国の補助金を活用しつつ、大型予算を組んで工事に臨む必要があります。
- 道路や公園などの一般の公共施設とは異なり、下水道施設はその整備によって利益を受ける方の範囲や地域がはっきりしています。
- 整備地区内の土地所有者等(受益者)の皆さんから土地の面積に応じ、一回のみの納付として建設費の一部を負担していただくものです。

受益者負担金の対象となる土地とは

市街化区域

- ・ 整備される区域内のすべての土地

市街化調整区域

- ・ 整備される区域内の宅地または宅地相当と認められる土地
- ・ 農地・田畑・山林・原野は宅地になったとき

！！！！ 宅地または宅地相当とは ！！！！

◆ 登記上の地目が「宅地」

◆ 現況が「宅地相当」とみなされるとき

例えば...

- ・ 地目は「公衆用道路」だが、前面の道路から自宅までの進入路として利用している
- ・ 地目は「雑種地」だが、自宅の家庭菜園として利用している ...等

受益者負担金を納めていただく方

下水道を整備した区域の

- 土地所有者
- 土地の地上権・使用貸借・賃貸借・質権の権利者

例 1 受益者 Aさん



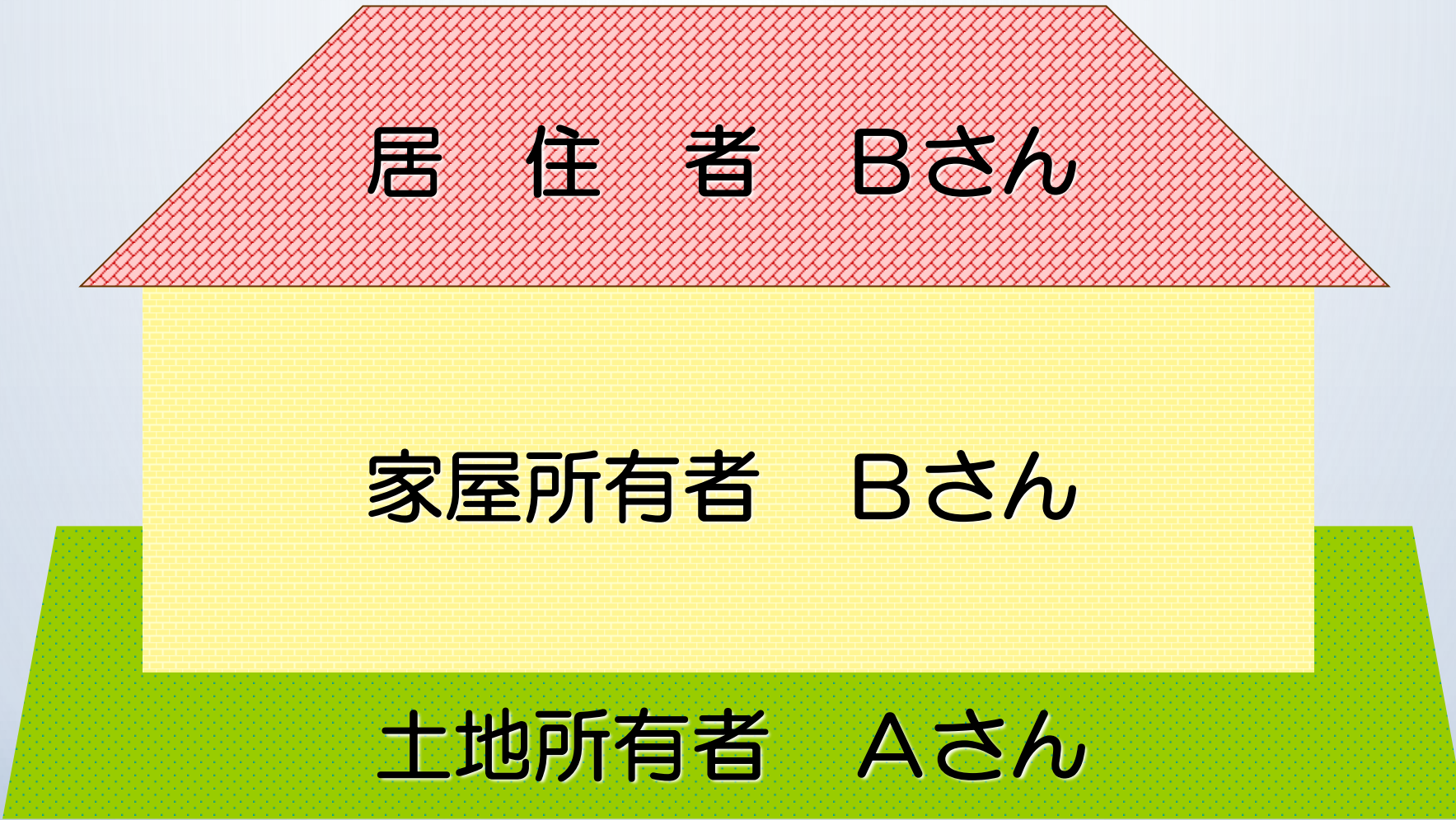
居 住 者 Aさん

家屋所有者 Aさん

土地所有者 Aさん

※ 自分の土地に自分の家を建て住んでいる場合

例2 受益者 AさんまたはBさん



居 住 者 Bさん

家屋所有者 Bさん

土地所有者 Aさん

※ 借地に自分の家を建て住んでいる場合

受益者負担金の金額

■土地の面積で計算します。

市街化区域 1 m²あたり340円

市街化調整区域 1 m²あたり370円

一区画の対象となる土地(例1)

道 路

ウ

1234-3

車庫

倉庫

宅
内
の
通
路

イ

1234-2

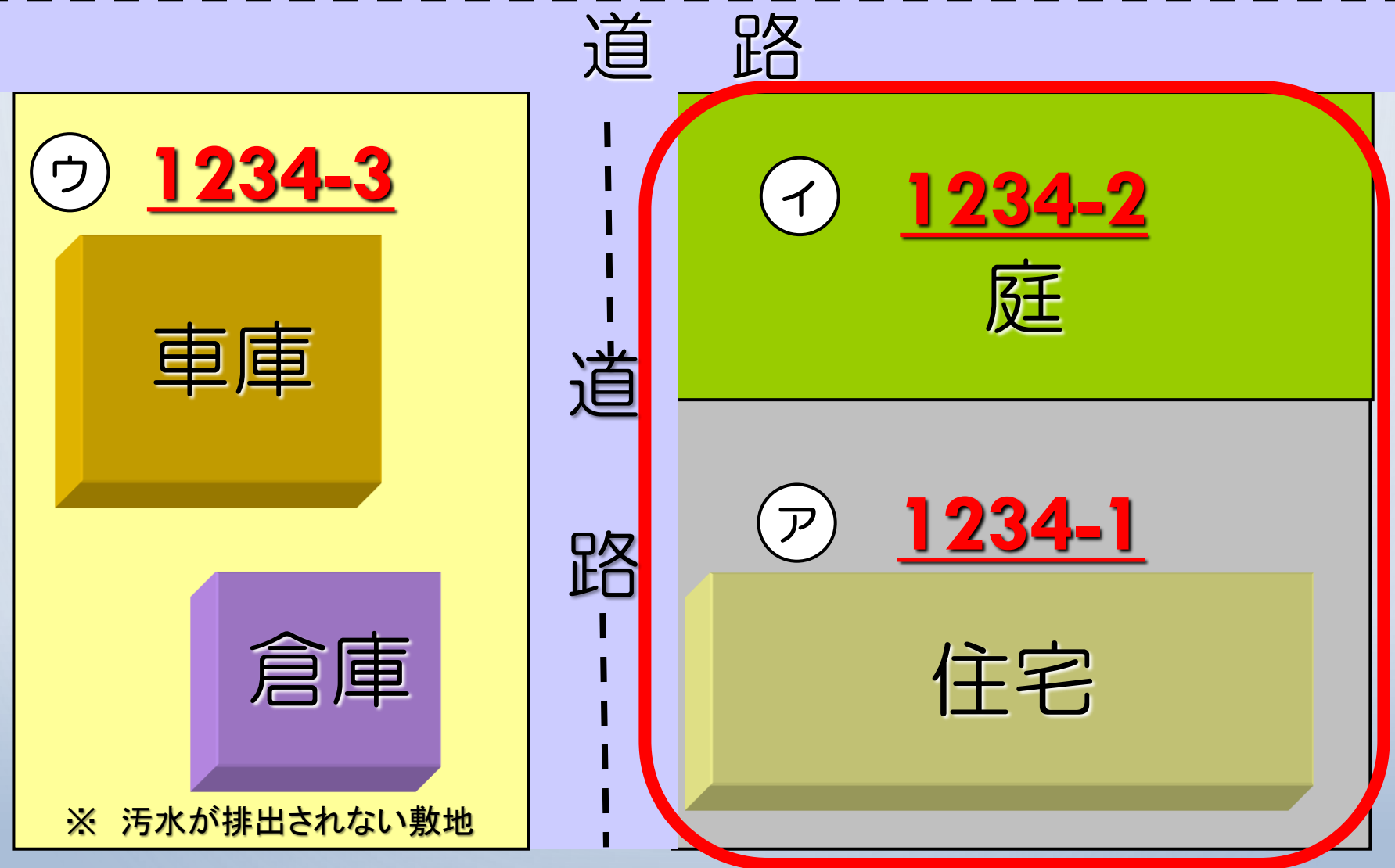
庭

ア

1234-1

住宅

一区画の対象となる土地(例2)



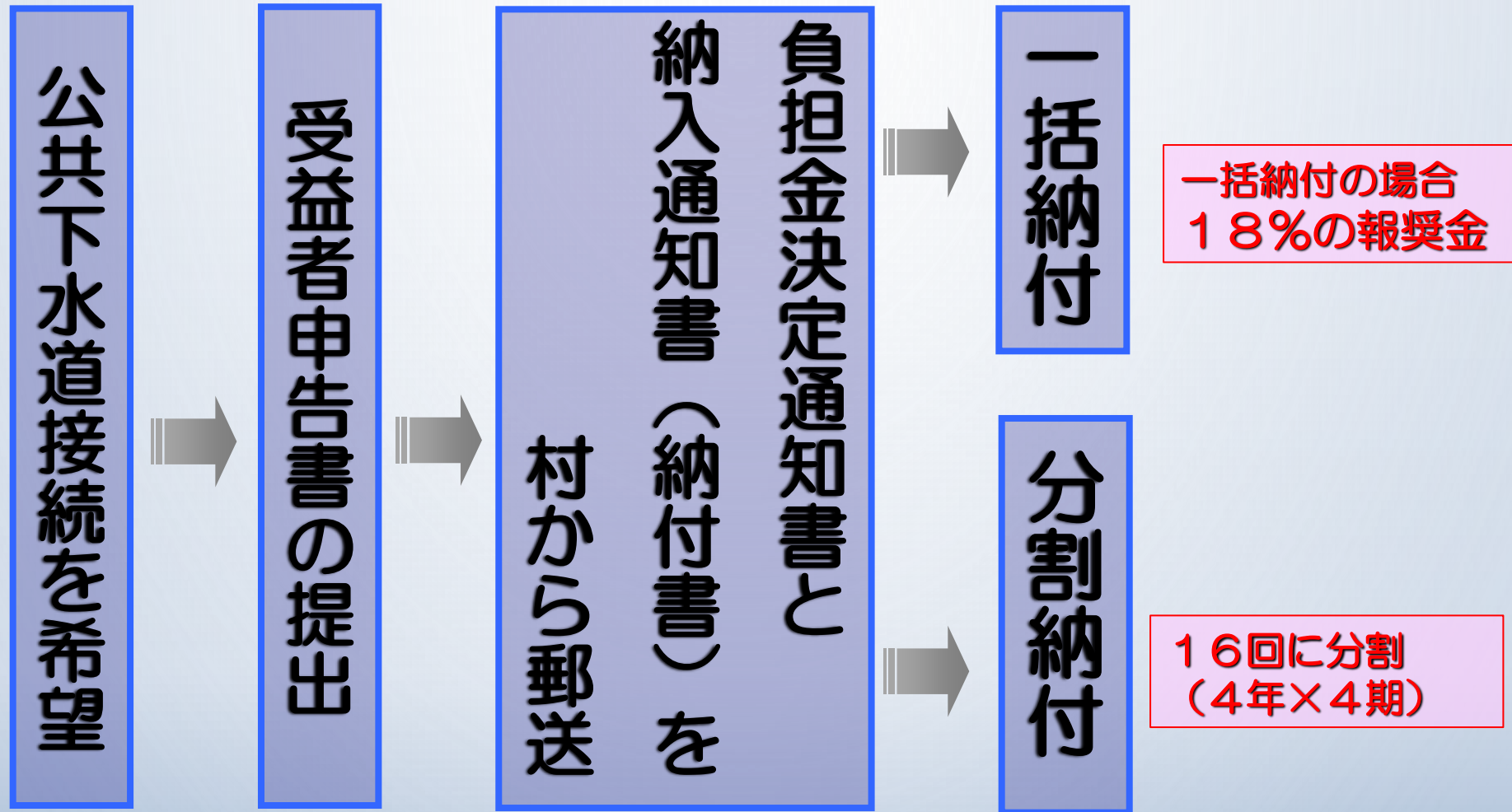
市街化調整区域の 受益者負担金面積段階別減免

区 分	減免率
500㎡を超え 700㎡までの面積	20%
700㎡を超え1,000㎡までの面積	40%
1,000㎡を超え1,500㎡までの面積	60%
1,500㎡を超える面積	80%

●対象とならない土地

- ① 受益地に公共性・公益性があり、受益者負担金減免基準に該当する土地
- ② 会社等が受益者となる土地、営利目的で使用する土地

賦課から納付までの流れ



排水設備について

排水設備の設置

- 排水設備とは

- 宅地内の排水管等のことをいいます。
- 排水設備は、設置者の所有物になります。

- トイレの水洗化

- くみ取便所を使用している場合は、下水道の整備から3年以内に水洗化することが求められています。

- 浄化槽から下水道へ切替え

- 単独・合併処理浄化槽を使用している場合も、下水道が整備されたら、遅滞なく切り替えましょう。

排水設備工事

- 下水道工事を行っていた地区の受益者(宅地の所有者等)には、工事終了後、「供用開始の通知」を郵送します。
- 宅内の排水設備工事は、村が指定した排水設備指定工事店に依頼し、施工してください。

東海村排水設備指定工事店の一覧は、次ページをご確認ください。

令和6年6月1日現在

[illegible]

令和6年6月1日現在

通し 番号	指定店 番号	名前	住所	電話	FAX
		村外指定工事店			
16	14	戸田工業株式会社	ひたちなか市 高野 1154-4	029-285-7816	029-285-7085
17	18	株式会社 ミツ和水道工業所	日立市 東多賀町 5-15-21	0294-34-3526	0294-34-5626
18	25	双葉工業株式会社	ひたちなか市 中根 4957-5	029-273-5803	029-273-1034
19	27	茨城日化サービス株式会社	ひたちなか市 田彦 434-1	029-274-2451	029-275-0229
20	30	㈱ 高澤設備工業	ひたちなか市 市毛 835-15	029-272-5649	029-274-8844
21	32	野内商事株式会社	常陸太田市 木崎一町 779	0294-73-0875	0294-73-0670
22	33	株式会社 大成設備工業	ひたちなか市 後台 454-5	029-273-2930	029-273-2162
23	34	株式会社 パナ工業	高萩市 下手鍋鍋田 1460-3	0293-22-2896	
24	39	備水工業株式会社	鉾田市 鳥栖 2111-23	0291-34-3553	0291-34-3552
25	41	株式会社 丸清設備工業	ひたちなか市 稲田 720-1	029-285-0749	029-285-0626
26	42	飯村機電工業株式会社	日立市 若葉町 2-6-6	0294-23-8181	0294-23-8192
27	46	大橋設備工業株式会社	ひたちなか市 笹野町 3-14-37	029-272-9815	029-275-0353
28	47	中央工業株式会社	日立市 金沢町 3-2-2	0294-34-2843	0294-34-2837
29	49	株式会社 明治商会 常陸太田支店	常陸太田市 春友町 332	0294-78-0225	0294-78-0412
30	51	㈱ ミズノ工業	ひたちなか市 馬渡 3568	029-275-1277	029-275-4992
31	57	株式会社 フジコー 水戸支店	水戸市 浜田 1-19-13	029-221-8700	029-226-4709
32	58	大社設備工業株式会社	日立市 川尻町 1-43-2	0294-42-4697	0294-42-4732
33	59	砂押工業株式会社	ひたちなか市 高野 338-4	029-285-3626	029-285-8161
34	65	日新設備㈱	日立市 城南町 1-10-21	0294-24-2507	0294-22-9657
35	67	第一熱学建設株式会社	水戸市 千波町 2499-5	029-243-1151	029-241-7166
36	68	株式会社 フクテックス	水戸市 笠原町 474-2	029-297-5888	029-297-5881
37	69	常陸設備工業株式会社	常陸太田市 内田町 3659	0294-74-3962	0294-74-3075
38	72	常陸設備工業株式会社	ひたちなか市 南神数台 14-2	029-263-2535	029-263-2379
39	73	株式会社 多賀工社	日立市 東成沢町 3-9-7	0294-37-0625	0294-37-1300
40	75	高氏設備㈱	那珂市 菅谷 1978-4	029-295-1765	029-295-0505
41	78	株式会社 藤和	那珂市 菅谷 3094	029-295-5674	029-295-5764
42	79	ノザキ設備工業株式会社	水戸市 河和田 3-2365-1	029-253-1490	029-253-1490
43	80	株式会社 八木組	ひたちなか市 西赤坂 3996-1	029-262-2374	029-263-5742
44	81	株式会社 真栄工業	ひたちなか市 中根 877-1	029-272-6011	029-274-4416
45	82	西野工業株式会社	ひたちなか市 長堀町 2-14-2	029-274-2422	029-275-2501
46	85	㈱ 大内設備工業所	那珂市 菅谷 3191	029-298-1774	029-298-1896
47	86	東昌産業株式会社	ひたちなか市 中根 5256-1	029-273-2161	029-275-3145
48	88	株式会社 巴水道工業	水戸市 見川町 2563-185	029-241-1427	029-241-7607
49	94	川野工務店	ひたちなか市 田彦 1016-57	029-273-1687	029-274-4622
50	98	株式会社 タケムラ	日立市 留町前川 1270-16	0294-53-1711	0294-52-5773
51	100	㈱ 佐川燃料店	常陸太田市 西三町 668	0294-72-0738	0294-72-7529
52	102	山喜株式会社	那珂市 西木倉 257-1	029-298-3043	029-298-6329
53	103	株式会社 市川工業所	日立市 桜川町 3-15-13	0294-33-1005	0294-33-1035
54	109	㈱ 大江管工事	日立市 東大沼町 3-13-21	0294-35-0465	0294-35-0494
55	117	株式会社 喜本管工	水戸市 城南 3-9-19	029-221-8282	029-225-1586
56	121	㈱ 吉成工務店	常陸太田市 東染町 1331-1	0294-70-5505	0294-70-5501
57	122	㈱ 共和産業	日立市 砂沢町 230	0294-42-3511	0294-42-3946
58	123	株式会社 日立管工所	日立市 東成沢町 3-13-15	0294-35-2256	0294-32-0597
59	124	㈱ 伸和工業	ひたちなか市 柳ヶ丘 15-16	029-263-7374	029-262-5264
60	127	㈱ キクチ	那珂市 菅谷 6341	029-295-3617	029-295-3238
61	129	㈱ アクツ設備	常陸大宮市 小倉 1830	0295-53-0858	0295-53-0139
62	131	㈱ 斉藤興業所	ひたちなか市 田彦 1394-16	029-273-8217	029-275-1797
63	137	永井工業株式会社	日立市 台原町 2-18-4	0294-37-5809	0294-37-5480
64	139	㈱ 山田設備	那珂市 豊嶺 1108-5	029-298-3041	029-298-3602
65	140	㈱ 井上設備工業	大洗町 磯浜町 375	029-267-5284	029-267-5364
66	143	㈱ 大谷住宅設備	ひたちなか市 武田 979	029-272-2011	029-270-2011

通し 番号	指定店 番号	名前	住所	電話	FAX	通し 番号	番号	名前	住所	電話	FAX
67	144	(名) 大森設備	常陸太田市 内堀町 2384-2	0294-72-2131	0294-72-2132	118	228	矢部設備工業㈱	日立市 東滑川町 1-34-3	0294-21-4353	0294-51-4207
68	148	㈱ カワイ	笠間市 矢野下 399	0296-77-4555	0296-77-0889	119	229	(有) 柳田電器商会 勝田店	ひたちなか市 津田 2589-23	029-272-0031	029-275-4811
69	149	茨城公営企業㈱	水戸市 河和田町 4377-95	029-252-2226	0294-72-2132	120	230	㈱ 寿設備工業	那珂市 西木倉 487-2	029-298-2523	029-298-2523
70	150	菊地設備工業㈱	水戸市 石川 4-4030-11	029-251-4356	029-254-6946	121	231	江沼設備工業	鉾田市 上富田 693-18	0291-34-3838	0291-34-3833
71	152	㈱ KBS	那珂市 額田南郷 1729-11	029-295-9186	029-219-4308	122	232	イサカ工業㈱	那珂市 後台 2346-1	029-353-0016	029-229-0105
72	156	㈱ オケイワ	水戸市 元吉田町 806-1	029-247-5708	029-247-1887	123	233	イガラシ線業㈱	日立市 幸町 2-8-6	0294-85-8100	0294-85-8120
73	163	㈱ イチゲ電設	笠間市 鯉淵 6732-6	0296-77-8228	0296-77-8229	124	235	㈱ ビフォーム	ひたちなか市 東石川 3403-1	029-273-5511	029-273-4221
74	165	高橋商事㈱	水戸市 大車町 952-4	029-269-3066	029-269-4130	125	236	㈱ モロ工設備	筑西市 飯島 273-1	0296-28-8785	0296-28-8786
75	166	㈱ 和幸工業	茨城県 茨城町 奥谷 1976	029-292-7229	029-292-7282	126	237	㈱ 一太心工業	那珂市 菅谷 6276-1	029-229-1892	029-229-1894
76	168	第一設備工業㈱	水戸市 元吉田町 2625-11	029-247-3086	029-247-3089	127	238	㈱ 工藤設備	常陸大宮市 泉 1272-3	0295-55-8621	0295-55-8617
77	169	(有) ネモト設備	ひたちなか市 阿字ヶ浦町 976-8	029-265-7277	029-265-9252	128	239	(有) 新和工業	かすみがうら市 下稲吉 3972	029-832-0560	029-832-0633
78	170	内野設備工業	笠間市 市野谷 1356-41	0299-45-5517	0299-45-8202	129	240	朝日堂工業	ひたちなか市 平磯町 422-1	029-229-3822	029-229-3822
79	171	(有) 小野瀬住宅設備機器	常陸大宮市 山方 526-3	0295-57-6154	0295-57-6130	130	241	㈱ 椎名設備	日立市 森山町 2-7-13	0294-51-2282	—
80	172	㈱ 那波屋工業	ひたちなか市 湊本町 28-17	029-262-2839	029-262-3282	131	242	㈱ HISADA	水戸市 元吉田町 1535-2	029-306-7980	029-306-7981
81	176	(有) 北東工業	常陸太田市 小沢町 1326	0294-74-4863	0294-74-5747	132	243	(有) 弘成工業	水戸市 酒門町 260-1	029-248-1089	029-248-0330
82	177	㈱ 藤設備	日立市 日高町 2-6-21	0294-42-8161	0294-43-2200	133	244	島山設備	ひたちなか市 平磯町 1935-6	029-263-2325	—
83	178	鈴木タイル設備工事店	常陸太田市 三才町 169	0294-72-1140	0294-72-1558	134	245	㈱ EBINA	常陸大宮市 下岩瀬 132-7	0295-58-8440	0295-58-8441
84	179	㈱ 協和技建	大洗町 大貫町 983-3	029-266-0155	0291-37-2162						
85	180	金田設備	北茨城市 磯原町大塚 2416	0293-42-6791	0293-42-6791						
86	181	大津設備㈱	水戸市 見和 2-215-17	029-252-6001	029-252-6020						
87	182	㈱ 幸陽サブコン	那珂市 瓜連 1594	029-296-0857	029-296-2462						
88	183	藤設備工業㈱	ひたちなか市 小砂町 1-2-1	029-275-0193	029-357-2663						
89	184	(有) 常陸環境技術サービス	那珂市 向山 1269-12	029-295-7030	029-295-1232						
90	187	三栄工業㈱	石岡市 鹿の子 4-5-1	0299-24-3720	0299-23-0751						
91	190	(有) エビス工業	ひたちなか市 枝川 326-18	029-303-2330	029-303-2331						
92	191	㈱ 益子住設	日立市 河原町 3-11-11	0294-32-7035	0294-32-7036						
93	193	㈱ マルシン	水戸市 城南 1-8-10	029-350-7110	029-350-7117						
94	195	丸大燃工㈱	水戸市 酒門町 4456-5	029-247-1880	029-247-1872						
95	196	(有) ハタ設備工業	水戸市 平須町 1878-5	029-241-3960	029-241-0313						
96	197	上杉設備工業	那珂市 中台 211-1	029-219-9218	029-219-9219						
97	199	㈱ 田本工務店	ひたちなか市 市毛 440-13	029-272-4321	029-272-4322						
98	204	㈱ 淑洋	ひたちなか市 田中後 26-7	029-262-5271	029-262-5273						
99	205	オガワ総合設備㈱	ひたちなか市 湊中央 2-2-30	029-262-2771	029-263-4655						
100	206	富田住設	那珂市 東木倉 307-6	029-298-3385	029-298-3385						
101	207	㈱ エイレスサービス	水戸市 東野町 136-3	029-291-3117	029-291-3118						
102	208	㈱ アイダ設計 牛久店	牛久市 中央 3-22-1	050-3173-2447	—						
103	209	㈱ 塚田建設工業	ひたちなか市 平磯遠原町 14-10	029-219-9326	029-219-9327						
104	210	㈱ 那城工業	東茨城郡 城里町 上入野 3929-1	029-239-3508	029-239-3509						
105	211	㈱ 後藤設備	那珂市 後台 2743-5	029-219-7561	029-219-7561						
106	214	和田設備工業	常陸太田市 和田町 772	0294-85-0125	0294-85-0129						
107	216	㈱ セバタ	筑西市 横塚 1371-4	0296-47-3412	0296-47-3412						
108	218	㈱ 東野	東茨城郡 茨城町 長岡 3523-37	029-297-4823	029-297-4824						
109	219	㈱ 佐久間設備	ひたちなか市 柳沢 469-3	029-219-9972	029-219-9972						
110	220	㈱ ノーブルテック	水戸市 元石川町 260-27	029-304-5070	029-304-5071						
111	221	SUN設備工業	ひたちなか市 釈迦町 13-17	029-297-9031	029-297-9031						
112	222	小林工業(有)	下都賀郡 壬生町 安塚 1029	0282-86-0164	0282-86-0215						
113	223	アツミ水彩社	日立市 諏訪町 1-16-27-101	0294-87-7133	0294-87-7133						
114	224	㈱ 秋山工務店	水戸市 堀町 1108-8	029-221-8776	029-221-8691						
115	225	福吉工業㈱ 水戸支店	ひたちなか市 市毛 1123	029-229-0025	029-229-0026						
116	226	㈱ バイブマン 水戸支店	水戸市 東野町 264-1	029-350-8072	029-350-8071						
117	227	㈱ カモシダ	日立市 久慈町 4-5-11	0294-52-9350	0294-52-9350						

東海村役場下水道課
東海村水道事業協同組合

TEL 029-282-1711 内線1196
TEL 029-219-8138(AM9:00~PM4:00)

- ① 工事に必要な申請書等の作成及び手続きは、指定工事店が代行してくれます。
- ② 工事の契約は、皆様と指定工事店の間で行うものですから、施工時期、工事費用、その他について、十分にご相談のうえ契約するようにしましょう。



接続までのイメージ

排水設備工事費の見積もり

排水設備工事の依頼

排水設備計画確認申請書の提出
(工事の7日前まで)

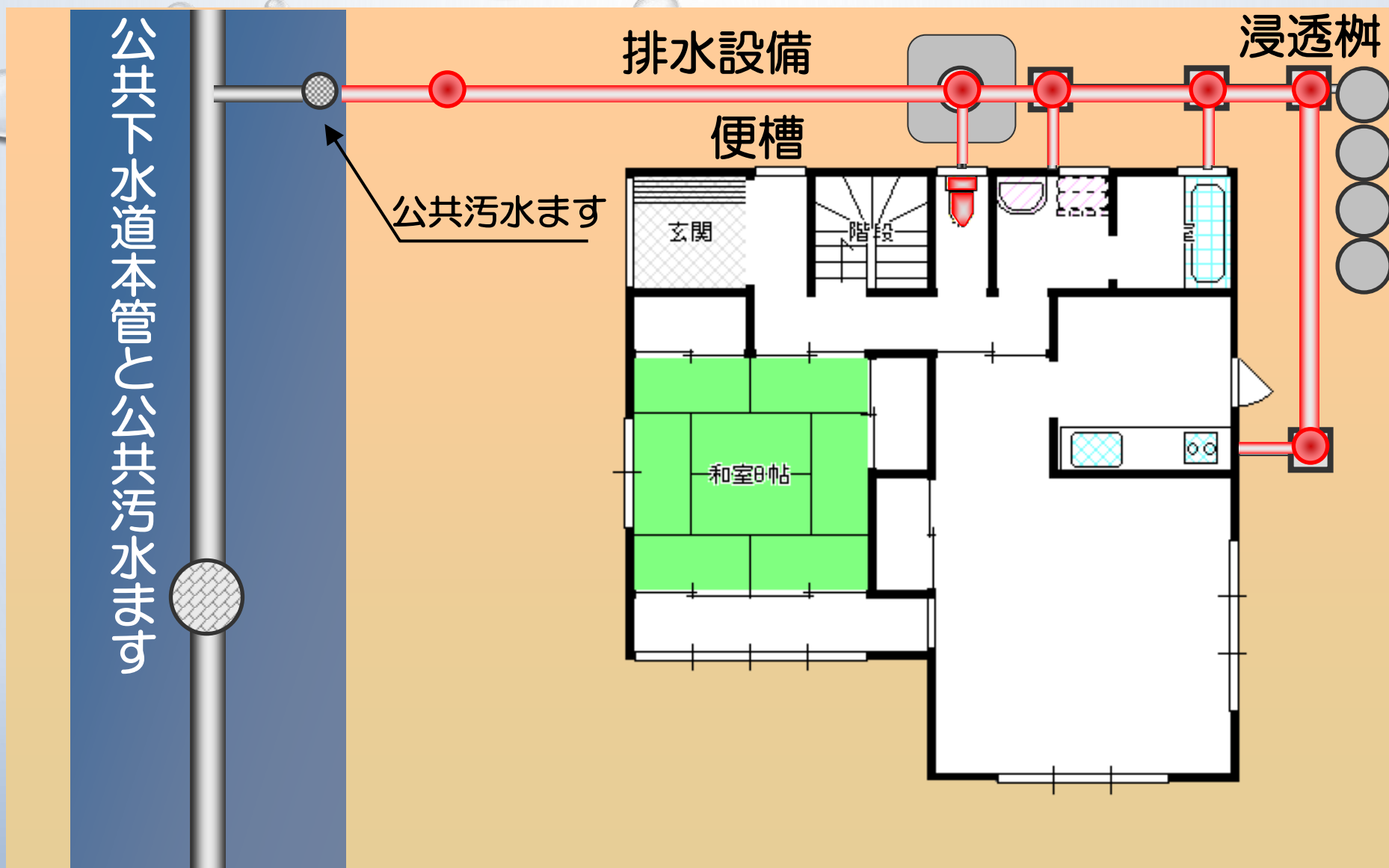
排水設備計画内容の確認

排水設備工事の着工

工事完了届・使用開始届の提出

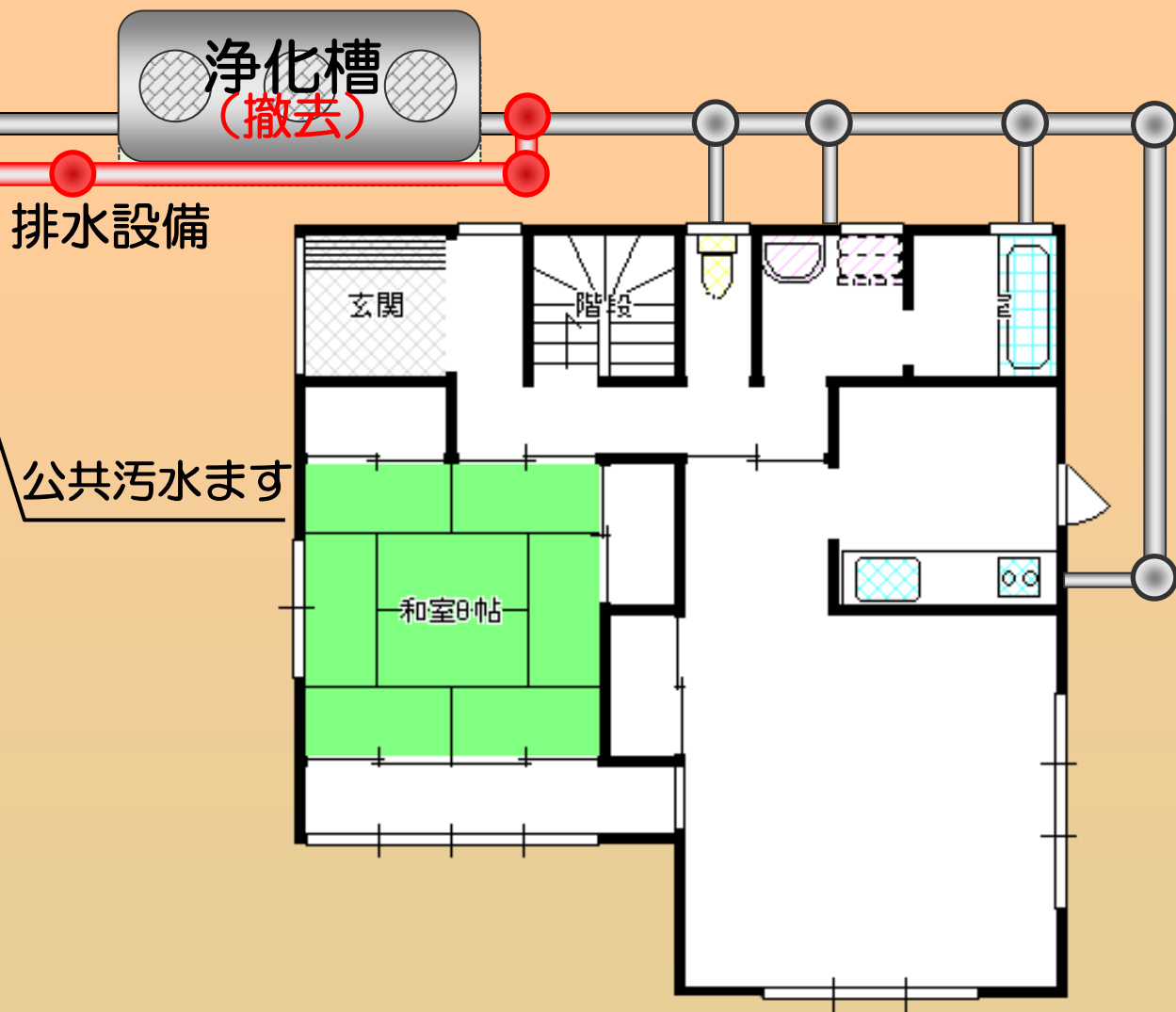
排水設備検査及び検査済証発行

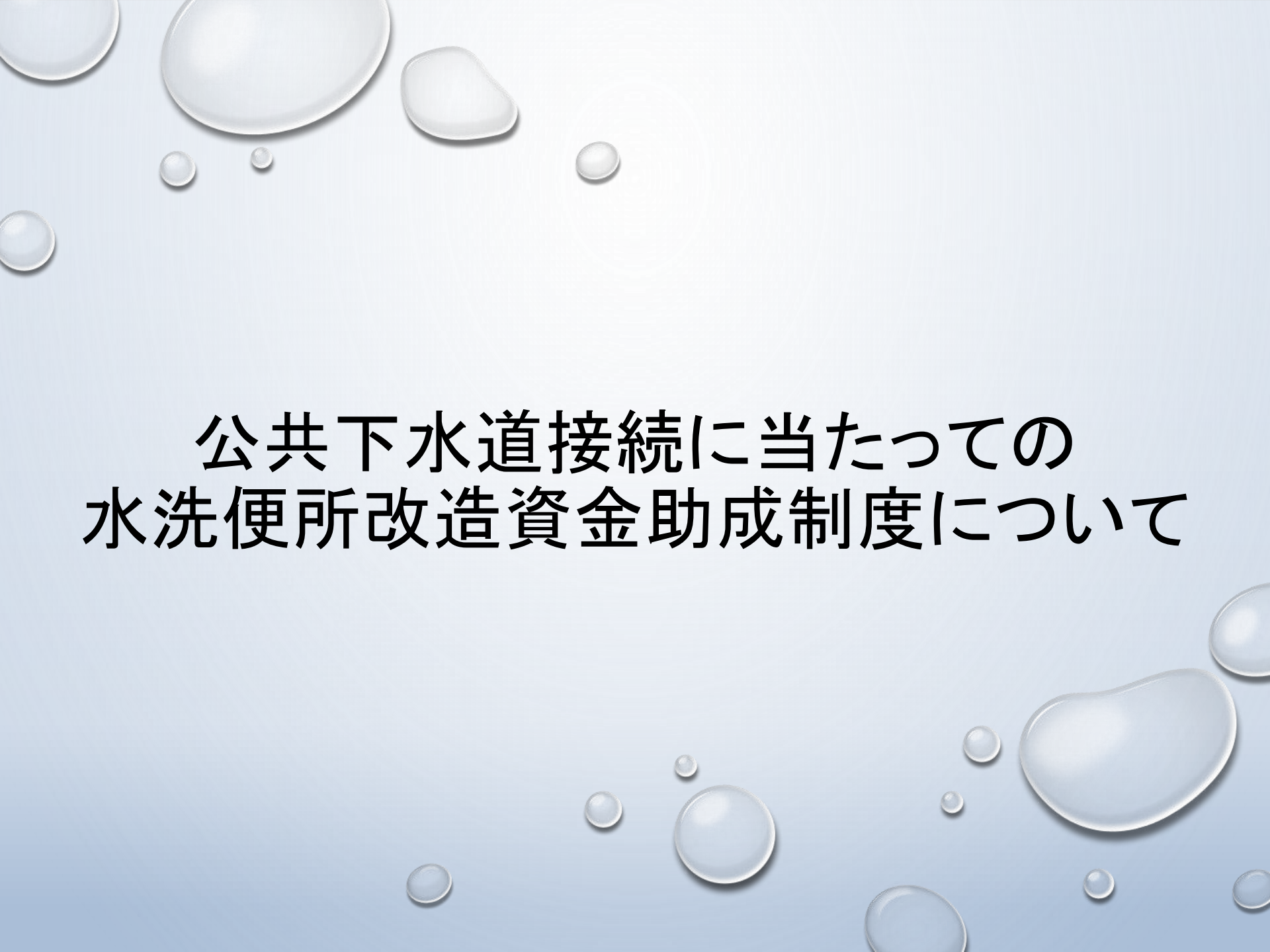
くみ取便所から公共下水道へ接続



合併処理浄化槽から公共下水道へ接続

公共下水道本管と公共汚水ます



The background of the slide is a light blue gradient, decorated with numerous realistic water droplets of various sizes. Some droplets are in the top left corner, others are scattered in the middle, and a larger cluster is in the bottom right corner. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance.

公共下水道接続に当たっての 水洗便所改造資金助成制度について

水洗便所改造資金助成制度

- 補助金

補助金	補助金交付額※		
	1年以内に 水洗化	2年以内に 水洗化	3年以内に 水洗化
汲取り便所改造	30,000円	15,000円	10,000円
し尿浄化槽改造	15,000円	7,500円	5,000円
注意事項	申請者本人の通帳をご用意ください。 指定金融機関以外はご利用いただけません。 銀行名、支店名、口座番号を漏れなくご記入願います。		
必要書類	申請者本人の納税証明書		
改造資金の融資を受けずに自己資金で水洗便所に改造する方に対し 交付する制度です。			

※1年以内、2年以内、3年以内は、水洗便所への改造を行った土地が公共下水道
供用開始の告示から経過した年数で決まります。

水洗便所改造資金助成制度

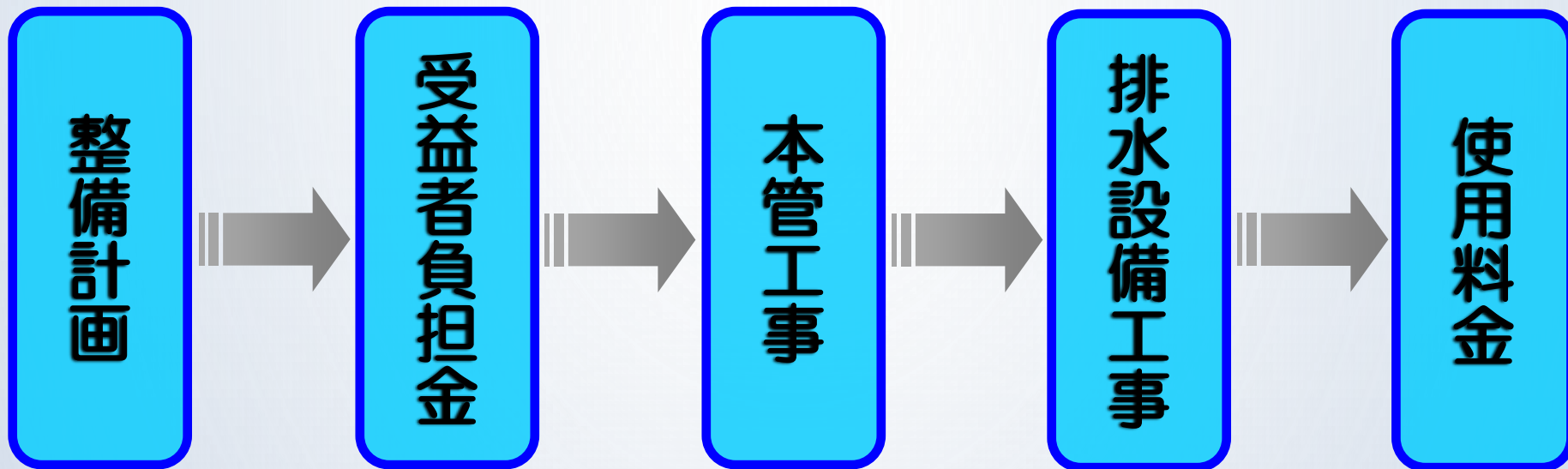
- 融資のあっせん

融資あっせん	融資幹旋額 (限度額)	利子補給額※		
		1 年以内	2 年以内	3 年以内
くみ取り便所改造	4 0 万円	償還利子 の全額	償還利子 の1/2	償還利子 の1/3
し尿浄化槽改造	2 5 万円			
利率	村と金融機関が協議のうえ決定します			
返済方法	3 6 ヶ月以内、元金均等月賦償還 (繰上げ償還あり)			
注意事項	戸外保証人が必要となります			
必要書類	納税証明書 (申請者本人) 印鑑証明書 (申請者本人、保証人) 所得証明書 (申請者本人、保証人)			

※1年以内、2年以内、3年以内は、水洗便所への改造を行った土地が公共下水道供用開始の告示から経過した年数で決まります。

公共下水道使用料金について

下水道使用までの流れ



・ 下水道使用料の算定方法

- ・ 水道水のみを使用している場合・・・水道使用水量で算定
- ・ 自家用井戸水のみを使用している場合・・・井戸水の使用水量または世帯人員から算定
- ・ 水道水と井戸水を使用している場合・・・水道使用水量と井戸水の使用水量の合計水量で算定(後ページ参照)。

下水道使用料は、
2ヶ月に一度の徴収となります

2ヶ月分を偶数月の月末に徴収

(例) 2月・3月分を4月の月末に徴収

4月・5月分を6月の月末に徴収

水道を使用している場合

下水道使用水量＝水道の検針水量

- (例) 2ヶ月分の水道の
検針水量が 50m^3 の場合
- 下水道の使用水量も 50m^3 となる。
- 6,710円(下水道料金)

計算式	基本使用料 (20 m^3 まで)	2,420円
	＋従量使用料 $143\text{円} \times 30\text{m}^3$	<u>4,290円</u>
		<u>6,710円</u>

- 請求方法
- 原則として水道料金と併せてのお支払いとなります。

水道と井戸水を併用している場合

下水道使用水量＝井戸水の認定水量
＋水道の検針水量
2ヶ月、1人当たり 6m^3 （認定水量）

- （例）居住人数を4人（ $6\text{m}^3 \times 4\text{人} = 24\text{m}^3$ ）
- 2ヶ月分の水道の検針水量＝ 25m^3
とすると・・・
- 24m^3 （井戸水分）＋ 25m^3 （水道水分）＝ 49m^3
- 6,560円（下水道料金）

計算式	基本使用料（ 20m^3 まで）	2,420円
	＋従量使用料	$143\text{円} \times 29\text{m}^3 = 4,140\text{円}$ （10円未満切り捨て）
		<u>6,560円</u>

水道を使用している方の支払い方法

口座振替をご利用の場合

- 水道料金をお支払いの金融機関口座から下水道使用料も一緒に振り替えとなります。

納付書による支払いの場合

- 現在の水道料金の納付書に下水道使用料を加算しての請求となります。

井戸水のみを使用している場合

2ヶ月, 1人当たり 12m^3 (認定水量)

- (例) 居住人数を4人とする...
- $4\text{人} \times 12\text{m}^3 = 48\text{m}^3$
- 6,420円 (下水道料金)

計算式	基本使用料 (20 m^3 まで)	2,420円
	+従量使用料	$143\text{円} \times 28\text{m}^3 = 4,000\text{円}$ (10円未満切り捨て)
		<u>6,420円</u>

井戸水のみを使用している方の 支払い方法

◆口座振替払いと納付書払いの2つの方法があります。

口座振替払いの場合

- ・ 村の指定金融機関・収納代理金融機関（常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、常陸農業協同組合、ゆうちょ銀行）に口座振替の申込書が備え付けてありますので、手続きをお取りください。

納付書払いの場合

- ・ 偶数月の月末に、納付書をお送りします。